

ICT 活用証明書の発行対象工種の拡大について

県土整備部では、令和 3 年 2 月 1 日以降に契約する工事から、ICT 活用証明書を発行する対象工種を拡大します。

1. 適用年月日

令和 3 年 2 月 1 日以降に契約する工事

2. ICT 活用証明書の発行対象工種の拡大

証明書を発行する対象工種

土工、舗装工、地盤改良工、河川浚渫工、法面工、舗装工（修繕工）

（追加工種は赤字にて記載）

3. 証明書の発行区分

対象工種における全面活用及び部分活用の発行区分は別添表を参照。

ICT活用証明書発行一覧表

(R3.2.1以降契約する工事から適用)

工種	① 3D起工 測量	② 3D設計 データ作成	③ ICT建機 による施工	④ 3D出来形 管理等	⑤ 3D納品	積算	証明書	備考
土工、舗装工、 地盤改良工、 河川浚渫工、 舗装工（修繕工）	○	○	○	○	○	○	発行 (全面活用)	①から⑤の一連の作業を実施した場合。 →積算：①、②、③、④、⑤とも変更計上する。 ※現場条件等により、一部区間でしか④、⑤をできなかった場合でも可とする。
	○	○	○	×	×	○	発行 (部分活用)	①、②、③を実施したが、現場条件等により④の実施が困難であり実施しなかった場合。 →積算：①、②、③とも変更計上する。 ※降雪により④、⑤が全面的に出来なくなった場合もこのケースに該当。
	-	○	○	○	○	○	発行 (全面活用)	①は別途業務により完了しており、②以降を工事で実施した場合。 →積算：②、③、④、⑤を変更計上する。 ※現場条件等により、一部区間でしか④、⑤をできなかった場合でも可とする。
	-	-	○	○	○	○	発行 (全面活用)	①、②は別途業務により完成しており、③以降を工事で実施した場合。 →積算：③、④、⑤を変更計上する。 ※現場条件等により、一部区間でしか④、⑤をできなかった場合でも可とする。
	○	○	×	○	○	○	発行 (部分活用)	①、②、④、⑤を実施したが、③を実施していない場合。 →積算：①、②、④、⑤を計上。 ※現場条件等により、一部区間でしか④、⑤をできなかった場合でも可とする。
	○	×	×	×	×	×	発行しない	①のみを試しにやってみた場合 →積算：変更計上しない。
	○	○	×	×	×	△	発行しない	①、②のみ実施した場合 →積算：変更計上しない。 ただし、①、②を実施したが、受注者の責によらず③、④が実施できなかった場合は①、②とも変更計上する。
法面工	○	○	-	○	○	○	発行 (全面活用)	法面工において①、②、④、⑤を実施した場合 →積算：①、②、④、⑤とも計上。 ※法面工は③のICT建機による施工がないため。 ※現場条件等により、一部区間でしか④、⑤をできなかった場合でも可とする。
	○	○	-	×	×	△	発行しない	①、②のみ実施した場合 →積算：変更計上しない。 ただし、①、②を実施したが、受注者の責によらず④が実施できなかった場合は①、②とも変更計上する。

凡例

○：実施

×

—：別途業務等により実施済み

△：場合によるため備考欄を確認